○関東地方整備局告示第百七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百三十九号　山梨県南都留郡西桂町小沼字上町二〇六一番一地内　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和二十八年建設省告示第千三百五十八号東京都市計画下水道事業東京都公共下水道

三　事業施行期間　自昭和二十八年十月十二日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千八百七十四号東京都市計画道路事業幹線街路放射第九号線

三　事業施行期間　自平成七年十一月二十九日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第四百三十四号東京都市計画道路事業幹線街路放射第九号線

三　事業施行期間　自平成十一年三月十二日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第二百十二号東京都市計画道路事業幹線街路放射第十六号線及び補助線街路第百十六号線

三　事業施行期間　自平成十三年三月三十日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第千三百九号東京都市計画道路事業幹線街路放射第二十三号線

三　事業施行期間　自平成三年六月二十八日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第四百三十三号東京都市計画道路事業幹線街路環状第三号線

三　事業施行期間　自平成十一年三月十二日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第三百五号東京都市計画道路事業幹線街路環状第五の一号線、幹線街路環状第五の一号線支線一及び補助線街路第七十七号線

三　事業施行期間　自平成十五年十月二十八日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし